

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業 事業実施候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業の事業実施候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性等
- (3) 提案内容の妥当性等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案者の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、評価委員全員による決選投票により特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 本事業に係るプロポーザルの評価を行うため、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業」プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会について次のとおり定め、委員長及び副委員長を置く。

名 称	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業」プロポーザル評価委員会
所掌事務	横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける広告付周辺案内地図設置事業に係るプロポーザルの評価に関すること
委員長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター医事課長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課庶務係長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課施設係長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係長
委員	脳卒中・神経脊椎センター医事課企画調整係長
委員	脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室地域連携係長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を横浜市脳卒中・神経脊椎センター第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この実施要領は、令和5年4月26日から施行する。